

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市上下水道局が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１３第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和７年２月５日

富山市上下水道事業管理者 前田 一士

１ 随意契約の内容

（１）件名

旧倉垣浄水園北側水路溝清掃業務委託

（２）提供を受ける役務の内容

旧倉垣浄水園北側の農業用水路の清掃

（３）役務の提供を受ける期間

令和７年３月１０日から令和７年３月２６日まで

２ 契約の相手方の選定基準

地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和７年３月５日

（２）提出先

上下水道局契約出納課